

第2期山形県文化推進基本計画の策定について

第2期山形県文化推進基本計画について

1 計画策定の趣旨

平成31年3月に策定した第1期山形県文化推進基本計画（計画期間：令和元年度～5年度）に基づくこれまでの取り組みの成果や課題、この間の文化をめぐる状況の変化等を踏まえ、今後の本県における文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第2期山形県文化推進基本計画を策定するもの

2 計画の位置付け

- ① 山形県文化基本条例第9条に基づく文化に関する施策に係る基本計画
- ② 文化芸術基本法第7条の2第1項に基づく地方文化芸術推進基本計画

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

4 対象とする文化の範囲

◇芸術	文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）、その他の芸術
◇生活文化	華道、茶道、その他生活に係る文化
◇国民娯楽	囲碁、将棋等
◇芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
◇伝統芸能等	伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎その他の伝統芸能）、年中行事、民俗芸能、その他の地域の伝承文化
◇特色ある文化	精神文化、舟運文化、伝統工芸、地域の食文化、その他の本県の特色ある文化
◇文化財等	有形文化財、無形文化財、その保存技術
◇デザイン	服飾、家具、工芸品、建築その他の物件がもつ文化的価値が高いデザイン

※ 例示されていないものを対象外とするものではありません。
また、新たに創造されるジャンルについても対象とするものです。

5 計画の構成

条例で掲げる4つの基本的施策を柱として、第1期計画で設定したそれぞれの「目指す姿」への実現に向けて取り組みを推進するもの

【4つの基本的施策・目指す姿】	【施策の展開方向】
1 文化の振興等 本県の特色ある文化が県民共通の財産として、その多様性が尊重されつつ、着実に次の世代に受け継がれるとともに、新しい文化が創造され、ともに発展し続けている社会	(1) 芸術・生活文化等の振興 (2) 伝統芸能等の継承及び発展 (3) 特色ある文化の継承及び発展 (4) 文化財等の保存及び活用 (5) デザインの保存及び活用
2 文化に親しむ環境づくり 県民誰もが生涯を通じて、文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境が整備され、喜びや感動、心の安らぎを享受している社会	(1) 県民の文化に親しむ機会の充実 (2) 文化施設の充実及び活用促進 (3) 事業者による文化活動等の促進 (4) 文化情報の収集及び提供・発信
3 文化をはぐくむ人づくり 文化活動の主役である県民の自主性、創造性が尊重され、その地位の向上が図られるとともに、能力を十分に発揮している社会	(1) 県民の文化発信力の向上 (2) 子どもの創造性等の育成 (3) 高齢者及び障がい者の文化活動の促進 (4) 文化の担い手の育成及び確保 (5) 顕彰
4 文化を活用した社会づくり 県民が郷土の文化に誇りと愛着を持ち、国内外に文化を積極的に発信し、文化を通じた多様な交流が行われている社会	(1) 文化の活用による地域の活性化 (2) 文化の活用による経済の活性化 (3) 文化の活用による観光振興 (4) 文化に関する情報発信及び交流の推進

今後の進め方について

○12月1日
・第2回文化推進委員会
(委員に骨子案を提示、意見の取りまとめ)

○12月～1月
・関係団体等への意見照会
・第2回委員会での意見及び関係団体等からの意見を踏まえて計画案の検討

○1月下旬～2月上旬
・第3回文化推進委員会
(委員に計画案を提示、意見の取りまとめ)

○1月下旬～2月上旬
・関係団体等への意見照会
・第3回委員会での意見及び関係団体等からの意見を踏まえて計画案を検討・修正

○2月中旬～3月中旬
・パブリックコメントの実施
(提出された意見等を踏まえ、内容を調整)

○3月下旬
計画の
決定・策定

第2期山形県文化推進基本計画の骨子案について①

I 文化をめぐる状況等

1 政府の動向

○文化庁の組織改革・機能強化

・平成30年6月に文部科学省設置法が改正され、文化庁の組織改革・機能強化が図られるとともに、令和5年4月に同庁が京都に移転された。

○文化観光推進法の制定

・令和2年4月に文化観光推進法が制定され、博物館・美術館等の文化施設を拠点とした文化観光の推進を図ることとされた。

○文化財保護法の改正

・令和3年9月の改正により、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設された。

○文化芸術推進基本計画（第2期）の策定

・令和5年3月に、文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第1期の4つの目標を基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度～令和9年度）において推進する取組を示した第2期計画が策定された。

2 社会状況の変化

○人口減少と高齢化の進行

・急激な少子高齢化により、文化芸術の担い手や鑑賞者の減少と高齢化が進み、需要の減少・市場の縮小傾向が続いている。

・児童生徒の減少に伴う学校の統廃合や部活動の見直しにより、地域の祭礼や文化芸術活動への子供の関わり方に変化が生じている。

○デジタル化の進展

・文化芸術イベントや文化施設などの情報が、インターネットを通じて容易に入手・発信できる環境となってきたほか、デジタル技術を活用したチケットレス、キャッシュレスといった環境も整備されてきている。

・インターネットを活用したオンライン配信などデジタル化された文化芸術コンテンツの流通が拡大している。

○新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

・新型コロナの感染拡大により、文化芸術に係るイベント等が中止や延期などをせざるを得ない状況が続く、文化芸術活動の減少など大きな影響を受けた。また、観光面においても、訪日外国人観光客は近年増加していたが、令和2年2月以降大きく減少するなど、影響は多方面に及んだ。

3 県の主な動き

○山形県総合文化芸術館の開館

・令和2年5月に文化・芸術活動の拠点であり地域活性化の拠点となる山形県総合文化芸術館（やまぎん県民ホール）が開館した。

○県立図書館のリニューアルオープン

・令和2年2月に山形県立図書館がリニューアルオープンし、図書館機能に加えて、郷土に関する資料の展示や情報発信の充実が図られた。

○コロナ禍での文化施設等への支援

・新型コロナウイルス感染症により影響を受けている県内の文化施設・団体への支援として、やまがた文化応援キャンペーンなどを実施した。

○「beyond2020 プログラム」による国内外に向けた情報発信

・東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせて、日本文化の魅力の発信などを目的にプログラムが展開され、本県も約400件が認証され取組が行われた。

○精神文化ツーリズム推進事業（やまがた出羽百観音）の展開

・令和3年度から「やまがた出羽百観音」のブランド化と磨き上げを行い、地域資源として観光誘客への活用に向け、旅行会社へのオンラインセミナーの開催や動画制作などの取組を展開している。

○山形県文化財保存活用大綱の制定

・令和4年3月に山形県文化財保存活用大綱を制定し、文化財の保存と活用について、市町村や関係機関・団体と連携して各種取組を進めている。

○県民芸術祭の開催

・令和4年度で第60回を数え、開催を通して、県民の芸術文化活動への参加意欲の醸成や、多くの県民に様々な文化芸術に触れる機会を提供している。

○「縄文の女神」、国宝指定10周年

・令和4年に、「縄文の女神」が国宝指定10周年を迎えたことを記念して、県立博物館で、プライム企画展「女神たちの饗宴」が開催された。

○文翔館、オリジナルグッズを作成販売、入館者400万人を達成

・文翔館では、絵葉書やクリアファイルなどのオリジナルグッズの作成・販売など認知度向上に向けた取組を行い、令和5年5月に入館者400万人を達成した。



令和2年5月に開館した山形県総合文化芸術館

2,001席の収容人数を誇る大ホール

イベント広場では様々な催しが開かれ賑わいを見せている



令和4年度第60回県民芸術祭記念公演

II 現状と課題等

【文化推進委員会委員や文化団体等からの意見】

- ・定年延長で60代も働き、文化をけん引する世代がいらない。
- ・文化芸術を鑑賞する層も高齢化している。青少年が文化に触れる機会が必要。
- ・伝統工芸等の継承者の育成と確保に向けたコーディネートや支援が必要。
- ・文化ホールや美術館を運営する側の人材確保が課題。
- ・文化芸術団体等の発表場所が少ない、人が入らなくなっている。文化は継続した取組みも大事。
- ・部活動改革などにより学校単位の文化部活動は限界で、文化に触れる機会が減少。
- ・少ない人口で地域文化を守っている。地域文化を資源と認識し活用するまちづくりや地域づくりが必要。
- ・文化芸術に触れる機会の少ない県民への発信・交流が大事。
- ・コロナの影響で閉塞感があり企画が必要な人に届かない。効果的な情報発信が必要。
- ・デジタル技術を活用したアートなど新たな取組みが進んでいる。資金調達にも活用できる。

【現状と課題】

① 少子高齢化等による文化活動の担い手や鑑賞者の減少

- ・急激な少子高齢化による文化活動の担い手や鑑賞者の減少と高齢化が進み、需要の減少・市場の縮小傾向が続いている。
- ・コロナ禍による文化イベント等の中止や延期などの状況が続く、減少傾向に拍子がかかった。
- ・将来の担い手となる子どもや若者の文化活動への支援の充実や次世代への継承及び自らも担い手として文化活動を続けていける環境の整備が必要。

② 文化活動の発表の場、触れる機会の減少

- ・地域コミュニティの弱体化により地元の伝統行事や文化に親しむ機会が減少している。
- ・学校における部活動改革の流れなどから学校単位での文化活動の維持が難しくなっている。
- ・山形県の文化を将来に継承し、発展させるためには、県民が文化を知り、体験し、関心や理解をより深める機会の創出が必要。

③ 文化活動における情報発信の強化、デジタル技術を活用した取組み推進の動き

- ・新型コロナの感染拡大が契機となって、インターネットを活用した文化イベント情報等の発信やオンライン配信などの取組みの進展や文化芸術コンテンツの充実などが図られてきている。
- ・デジタル技術の急激な進展による表現形態の多様化や様々なニーズに応えられる効果的な情報発信の取組み及びデジタル技術活用の取組みが必要。

III 4つの基本的施策における3つの重点的取組みの視点

○文化の担い手（演じる・鑑賞する・運営する）の育成

○文化活動の発表の場の確保・触れる機会の拡大

○文化活動における情報発信の強化、デジタル技術の活用促進

第2期山形県文化推進基本計画の骨子案について②

IV 基本的施策の方向性

【基本的施策・施策の展開方向】 【施策の方向性（取組みの例）】

≪3つの重点的取組みの視点≫
 ○文化の担い手（演じる・鑑賞する・運営する）の育成
 ○文化活動の発表の場の確保・触れる機会の拡大
 ○文化活動における情報発信の強化、デジタル技術の活用促進

1 文化の振興等

- (1) 芸術・生活文化等の振興
- (2) 伝統芸能等の継承及び発展
- (3) 特色ある文化の継承及び発展
- (4) 文化財等の保存及び活用
- (5) デザインの保存及び活用

- ・「**県民芸術祭**」の開催等による県民の文化活動への参加意欲の醸成
- ・文化団体等による**先進的・創造的モデル事業等の促進**（例：アートサポート事業）や**立ち上がり時期の文化活動への支援**等による若者の文化活動の促進
- ・地域住民が**伝統芸能等を映像で記録し、保存・継承活動等**に活用する取組の推進（例：ふるさと塾アーカイブス）
- ・県民が地域で郷土の歴史や精神文化、食文化、伝統工芸等を学ぶ取組の促進
- ・精神文化や伝統工芸、食文化の**国内外への情報発信**
- ・有形・無形の文化財を地域で守り、活用する取組の促進（例：「未来に伝える山形の宝」登録制度）
- ・**デザイン性に優れた作品**の国内外への**情報発信**の推進、地域活性化や観光振興に活用する取組の促進



県民芸術祭で各文化芸術団体等が日頃の練習や研鑽の成果を披露

2 文化に親しむ環境づくり

- (1) 県民の文化に親しむ機会の充実
- (2) 文化施設の充実及び活用促進
- (3) 事業者による文化活動等の促進
- (4) 文化情報の収集及び提供・発信

- ・文化団体等との連携による県民が優れた**公演やコンサート、展示会を鑑賞する機会の充実**
- ・山形県総合文化芸術館の規模や機能を活かした質の高い**舞台公演や著名アーティストの公演**など、県民が魅力を感じる事業の推進
- ・県立博物館の移転整備に向けた調査・検討
- ・若者・高齢者のアイデアを運営や事業の**企画に取り入れる取組み**の促進
- ・クラウドファンディングや寄付など県民や企業による文化活動への支援の促進（例：やまがた社会貢献基金の活用）
- ・関係機関が連携した**県内の文化情報**（文化施設、文化団体、伝統芸能・文化財、人、イベントなど）の収集、**HPなどでの発信**（例：HP「やまがたマナビィnet」）
- ・郷土の優れた美術品等を**収蔵・保存・展示する取組み**の促進



やまぎん県民ホールで東京二期会によるオペラ『フィガロの結婚』公演（R5.1）

3 文化をはぐくむ人づくり

- (1) 県民の文化発信力の向上
- (2) 子どもの創造性等の育成
- (3) 高齢者及び障がい者の文化活動の促進
- (4) 文化の担い手の育成及び確保
- (5) 顕彰

- ・日本遺産に関する講座の開催など県民が郷土の歴史や文化を学び、関心や理解を深めるための取組の推進
- ・子どもたちが様々な**地域の文化に触れ、体験し、発表する機会の創出**促進（例：子ども伝承活動ふるさと塾）
- ・**山形県総合文化芸術館**などを活用した**子ども達への芸術文化に触れる機会の創出**（例：スクールコンサート）
- ・やまがたアートサポートセンターを拠点とした**障がい者の文化芸術活動**への支援の推進
- ・伝統芸能・伝承文化の**担い手を確保・育成する取組**の推進（例：「子ども伝承活動ふるさと塾」、「こども郷土芸能芸術まつり」）
- ・地域の文化芸術団体、住民、文化芸術施設を**繋ぐ役割を担う人材育成**（例：「地域文化コーディネーター」の育成）
- ・芸術、学術等の分野で本県**文化の向上に顕著な功績を挙げた県民の表彰**（例：「齋藤茂吉文化賞」、「齋藤茂吉短歌文学賞」）



「こども郷土芸能芸術まつり」で子どもたちが日ごろの文化活動の成果を披露

4 文化を活用した社会づくり

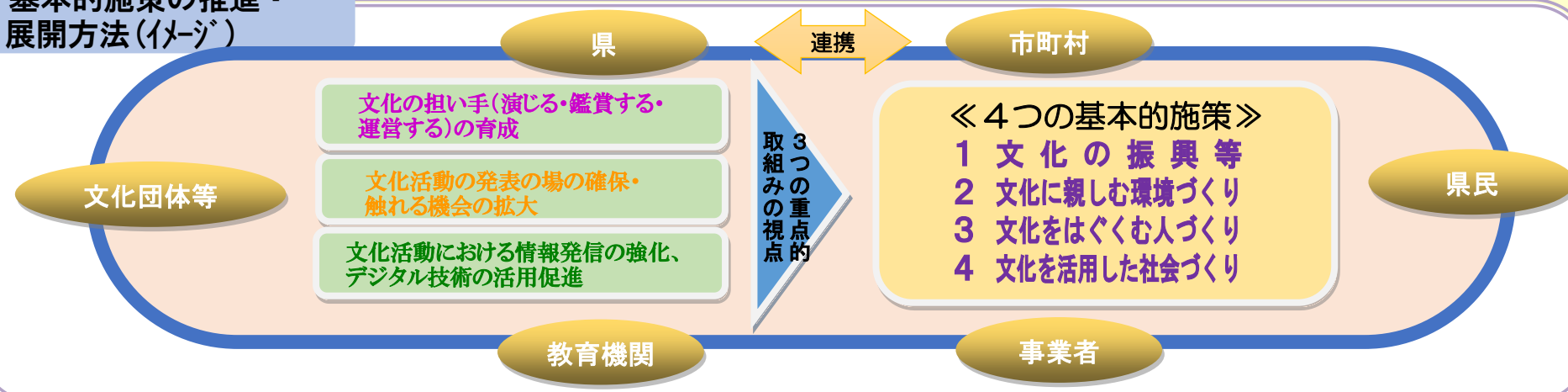
- (1) 文化の活用による地域の活性化
- (2) 文化の活用による経済の活性化
- (3) 文化の活用による観光振興
- (4) 文化に関する情報発信及び交流の推進

- ・文化施設、地域、大学等が連携した**文化イベントの開催等**による賑わいづくりの促進
- ・文化財等を活用した**地域イベントの開催**の取組みの促進
- ・県内の文化施設で開催される全国・東北規模の大会や、音楽団体の県外公演等の機会を活用した**本県の文化情報発信**の促進（例：さくらんぼコンサート）
- ・山形の特色ある文化資源（美術館・博物館、華道・茶道などの伝統文化、精神文化、食文化、日本遺産など）等の**観光振興への活用促進**（例：やまがた出羽百観音など地域の文化資源の磨き上げ）
- ・ホームページやSNS、大規模イベントなど**多様な手法による国内外への情報発信の推進**（例：紅花文化や出羽三山の精神文化、食文化等をHP「やまがたへの旅」で紹介）



さくらんぼコンサート東京公演で山形の音楽と食をPR

V 基本的施策の推進・展開方法（イメージ）



VI 推進体制

○関係機関との連携

文化活動の主体である県民、文化団体、文化関連施設、企業、教育機関、県・市町村などの行政機関が、それぞれの立場に応じて連携・協働しながら取組を推進

○進行管理

毎年度、計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行い、次年度以降の施策展開に向けた検討を実施